

介護保険法等の一部を改正する法律案の施行 (10月施行分)に伴う介護報酬改定について

【改正の内容】

- 在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険給付と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外とする。(平成17年10月1日施行)
 - 介護保険三施設(短期入所含む)における居住費(滞在費)及び食費、通所系サービスにおける食費は、保険給付の対象外とする。
(介護保険法第41条第4項第2号、第48条第2項、第53条第2項等)
- 〈居住費〉 居住環境の違い(①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室、④多床室)を考慮しつつ、保険給付の対象外とする。
- 〈食費〉 基本食事サービス費は廃止する。これに伴い、短期入所の介護報酬に含まれる食費についても保険給付の対象外とする。また、通所介護及び通所リハビリテーションにおける食事提供加算は廃止する。
ただし、給食管理業務を含めた栄養管理業務については、その在り方を見直した上で、これを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

介護給付費分科会における審議事項

- I. 居住費(滞在費)を保険給付の対象外とすることに伴う介護報酬の見直し
 - (1) 施設介護サービス費
 - (2) 居宅介護(支援)サービス費(短期入所生活・療養介護)
- II. 基本食事サービス費の廃止に伴う介護報酬の見直し
- III. I・IIに伴うその他事項の見直し
 - ・施設の設備・運営基準 等

(参考)

介護給付費分科会の審議事項

①施設介護サービス費の報酬

改正後の介護保険法

(施設介護サービス費の支給)

第48条 略

- 2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

②居宅介護サービス費、居宅支援サービス費（※）の報酬

※通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

改正後の介護保険法

(居宅介護サービス費の支給)

第41条 略

2. 3 略

- 4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

5 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

（居宅支援サービス費の支給）

第53条 略

2 居宅支援サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

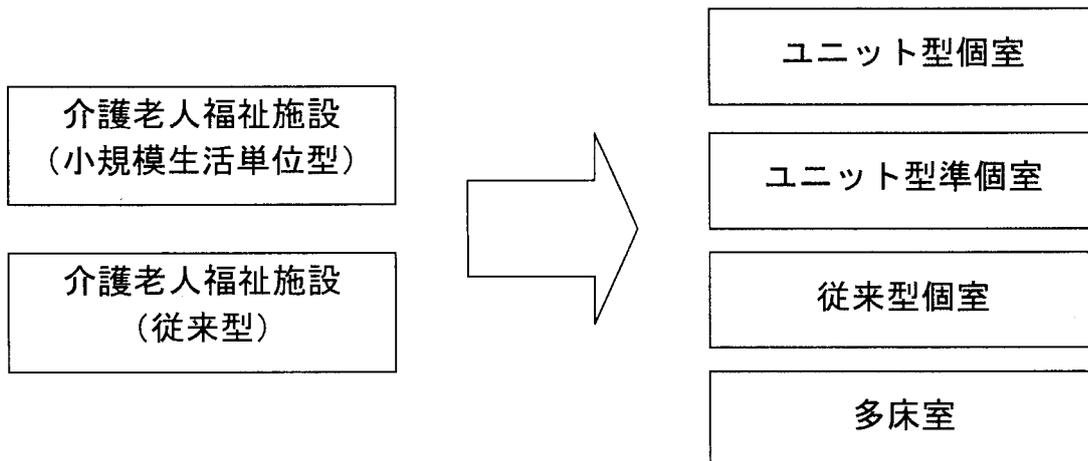
I 居住費（滞在費）を保険給付の対象外とすることに伴う 介護報酬の見直し

（1）施設介護サービス費

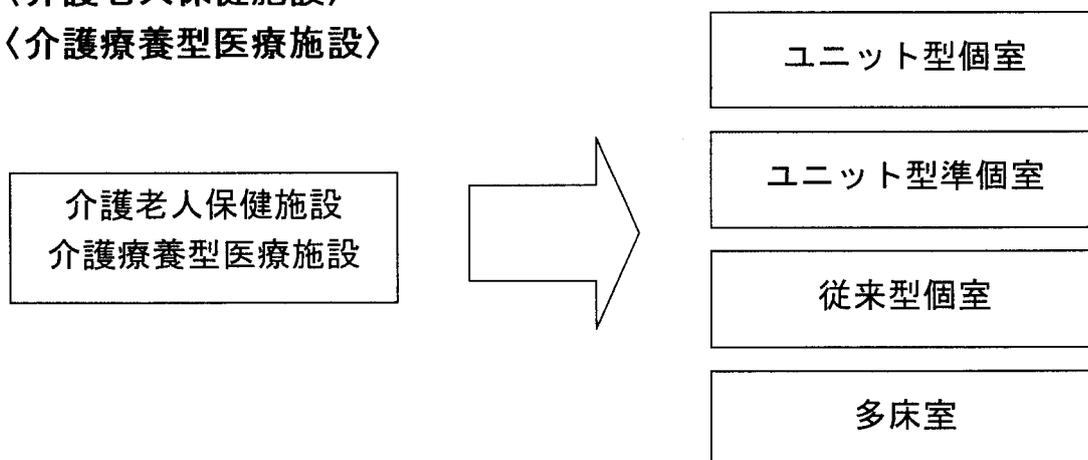
〈見直し案〉

○介護保険三施設の施設介護サービス費については、「居住に要する費用」を除いた報酬水準として設定するものとし、報酬類型については、居住環境の違いを考慮し、三施設それぞれについて、①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室、④多床室の4類型を設けることとすることが考えられるがどうか。

〈介護老人福祉施設〉



〈介護老人保健施設〉 〈介護療養型医療施設〉



○保険給付の対象外とする「居住に要する費用」の範囲・水準については、居住環境の違いを考慮し、次のとおりとすることが適当と考えられるかどうか。

①ユニット型個室	室料＋光熱水費相当	6万円／月・人
②ユニット型準個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
③従来型個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
④多床室	光熱水費相当	1万円／月・人

【居住に要する費用の範囲・考え方】

○介護事業経営概況調査（※1）のデータや居住系サービスにおける平均的な家賃・光熱水費等を総合的に勘案して設定

★介護保険三施設における居住費用

（単位：円）

		ユニットケア 個室	個室	多床室
介護老人福祉 施設	合計	67,794	53,931	46,248
	減価償却費	49,071	37,688	32,319
	光熱水費	18,723	16,243	13,929
介護老人保健 施設	合計	—	60,509	52,878
	減価償却費	—	44,428	38,825
	光熱水費	—	16,081	14,053
介護療養型医 療施設	合計	—	63,936	56,483
	減価償却費	—	50,827	44,902
	光熱水費	—	13,109	11,581

※1 現在集計中の介護事業経営概況調査（平成16年10月実施）のうち、居住費用についてのみ特別に集計したもの。（速報値であり、数字は精査中）

※2 介護老人福祉施設については国庫負担補助取り崩しを除かない分

※3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門を含んでいる。

★居住系サービスにおける利用者負担（厚生労働省調べ）

厚生労働省調べ

有料老人ホーム

合計 19万円程度

利用料（管理費＋食費） 約 17万円
 介護サービス利用者負担 約 2万円（要介護度3）

ケアハウス

合計 10～14万円程度

食材料費、光熱水費 約 4.5万円
 事務費 平均 2.3万円
 管理費 1～5万円
 介護サービス利用者負担 約 2万円（要介護度3）

認知症高齢者グループホーム

合計 11万円程度

家賃 約 3.6万円
 光熱水費 約 1.2万円
 食材料費 約 3.4万円
 介護サービス利用者負担 約 2.5万円（要介護度3）

（注）有料老人ホームの費用の支払い方法については、入居時に一時金を取る場合と取らない場合があり、一時金を取る場合であっても、一時金の額と月額利用料の配分、居室当たりの面積、サービス内容なども様々である。

★家計に占める光熱水費（平成15年 家計調査）

○ 高齢者世帯 1人1月当たり消費支出（光熱・水道）

15,089円（月額）／1.59人（世帯人員）＝9,490円

第9表 （高齢者のいる世帯）世帯主の就業状態別 1世帯当たり1か月間の収入と支出
 (holds with The Aged) Yearly Average of Monthly Receipts and Disbursements per Household by Employment Status
 平成15年 2003

項目	世帯主が60歳以上の世帯	勤労者世帯	無職世帯を除く勤労者以外の世帯	無職世帯	（再掲）	
	Household head aged 60 years and over	Workers' households	Other households excluding no-occupation	No-occupation's households	(Regrouped) Aged households	No-occupation's households
世帯数	8,214	1,252	1,703	5,258	4,603	3,575
世帯分布（抽出率調整）	3,410	555	743	2,096	1,774	1,344
世帯主の人数（人）	2.12	2.38	2.62	1.90	1.59	1.55
世帯主の年齢（歳）	0.77	1.53	1.90	0.22	0.31	0.03
世帯主の年齢（歳）	69.5	64.2	68.2	71.3	72.8	73.4
世帯主の年齢（歳）	85.0	78.4	92.5	84.2	84.2	83.3
世帯主の年齢（歳）	14.5	20.4	7.3	15.4	15.3	16.2
収入	...	801,056	...	533,224	...	430,325
支出	...	392,262	...	190,112	...	179,334
支出	...	801,056	...	533,224	...	430,325
支出	...	392,262	...	190,112	...	179,334
消費支出	233,108	281,969	261,961	212,180	202,364	192,264
光熱水	17,646	18,897	21,535	16,101	15,089	14,392
電力	7,960	8,239	10,516	7,063	6,827	6,345
ガス	4,687	5,150	5,128	4,434	4,105	3,999
水道	1,188	1,169	1,202	1,190	1,080	1,104
その他	3,811	4,328	4,690	3,407	3,077	2,944

〈見直しに伴い必要となる調整事項〉

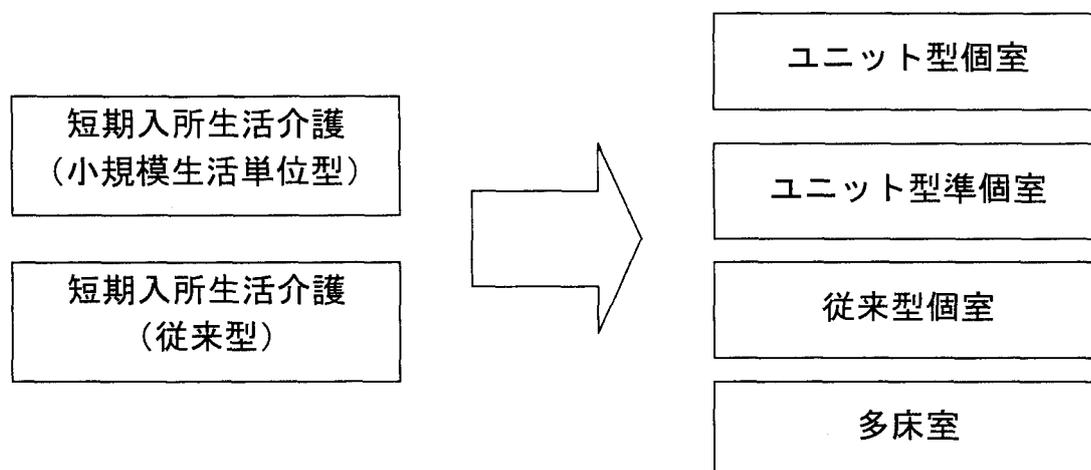
- ①介護老人福祉施設については、現行の報酬体系において、ユニット型個室に適用される「小規模生活単位型介護福祉施設サービス費」という類型が平成15年4月に創設されているが、当該報酬水準の設定に当たっては、既に居住費用が一部除外されているため、これを踏まえて設定することが考えられるがどうか。
- ②介護療養型医療施設については、現行の報酬体系において、特別な室料を徴収している場合には減算される仕組み（療養環境減算）となっているが、特別な病室に限らず室料については入所者の自己負担とするため、当該仕組みは、原則廃止することが考えられるがどうか。
- ③現行の「小規模単位型介護福祉施設サービス費」においては、低所得者の利用者負担軽減の観点から加算が設けられているが、改正後の介護保険法において「特定入所者介護サービス費」が創設されることに伴い、当該加算については廃止することが考えられるがどうか。
- ④従来型個室の報酬の適用については、現行の特別な室料にかかる基準や実態等を踏まえ、一定の場合に経過措置を講ずることが考えられるがどうか。

(2) 居宅介護（支援）サービス費（短期入所生活・療養介護）

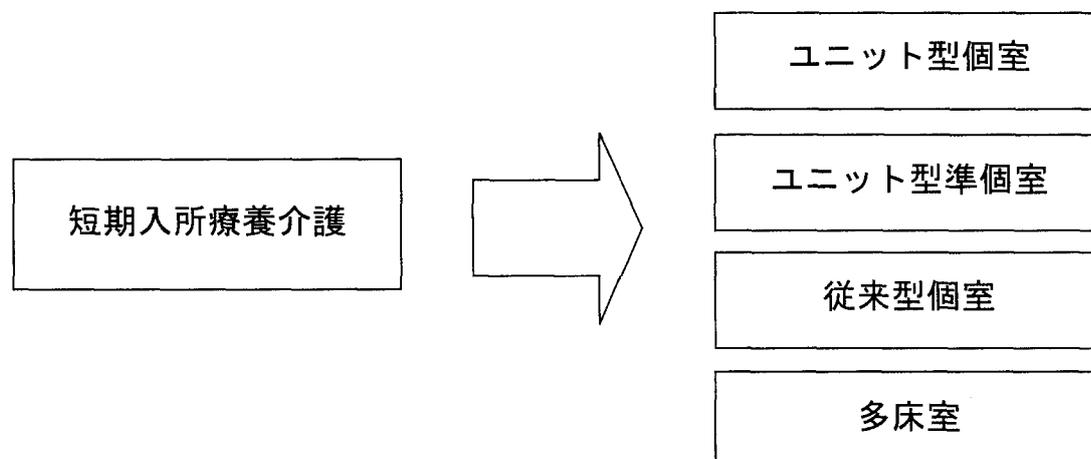
〈見直し案〉

○短期入所サービスの介護報酬については、施設サービス費と同様、「滞在に要する費用」を除いた報酬水準として設定するものとし、報酬類型については、居住環境の違いを考慮し、短期入所生活介護、短期入所療養介護それぞれについて、①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室、④多床室の4類型を設けることが考えられるかどうか。

〈短期入所生活介護〉



〈短期入所療養介護〉



○保険給付の対象外とする「滞在に要する費用」の範囲・水準については、施設サービス費と同様とすることが考えられるかどうか。

①ユニット型個室	室料+光熱水費相当	円/日・人
②ユニット型準個室	室料+光熱水費相当	円/日・人
③従来型個室	室料+光熱水費相当	円/日・人
④多床室	光熱水費相当	円/日・人

施設サービス費を日割り

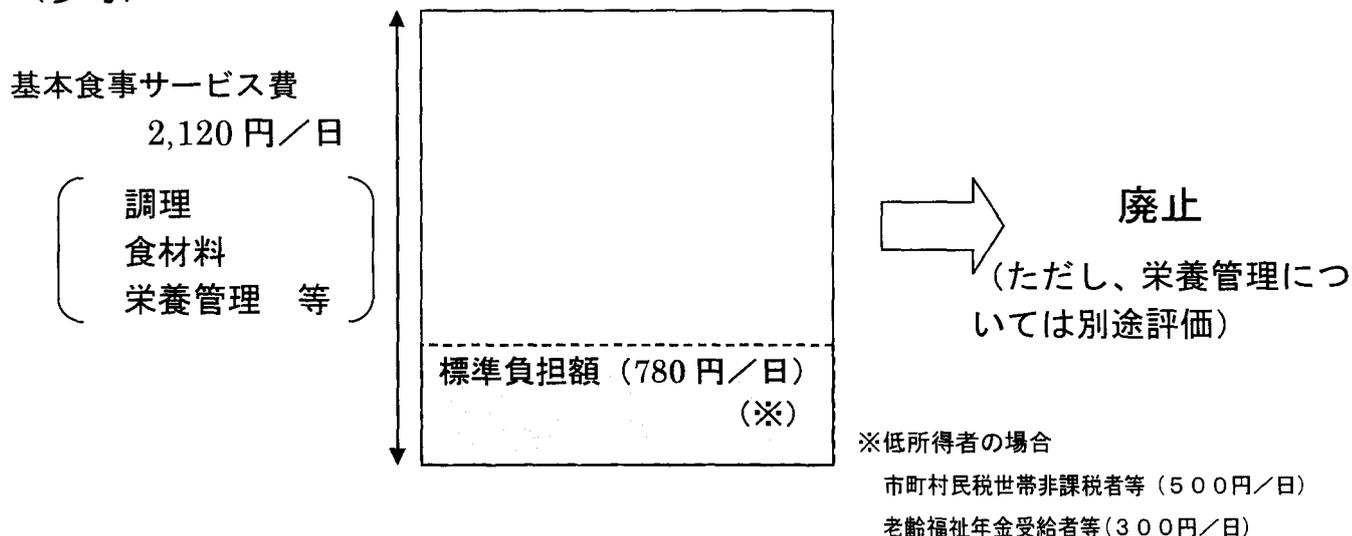
Ⅱ 基本食事サービス費の廃止に伴う介護報酬の見直し

- 介護保険法等の一部を改正する法律案により、従来の基本食事サービス費は廃止することとしているが、栄養管理は引き続き保険給付の対象となる。
- その際、栄養管理の評価を行うに当たっては、管理栄養士等の配置に主眼をおいた現行の評価の在り方を見直し、個々の入所者の栄養状態、健康状態に着目した栄養管理を評価することが考えられるがどうか。

1. 現行の基本食事サービス費の構造

- 現行、介護保険施設が行う食事の提供については、介護報酬上、基本食事サービス費として、1日につき2,120円の評価を行っているところである。
- 今般、介護保険法等の一部を改正する法律案により、従来の基本食事サービス費を廃止し、
 - ① 食材料費及び調理コストは利用者負担に、
 - ② 栄養管理については、評価の在り方を見直しつつ、保険給付の対象にすることとしている。

(参考)



2. 栄養管理の評価について

(1) 要介護状態にある高齢者の栄養状態

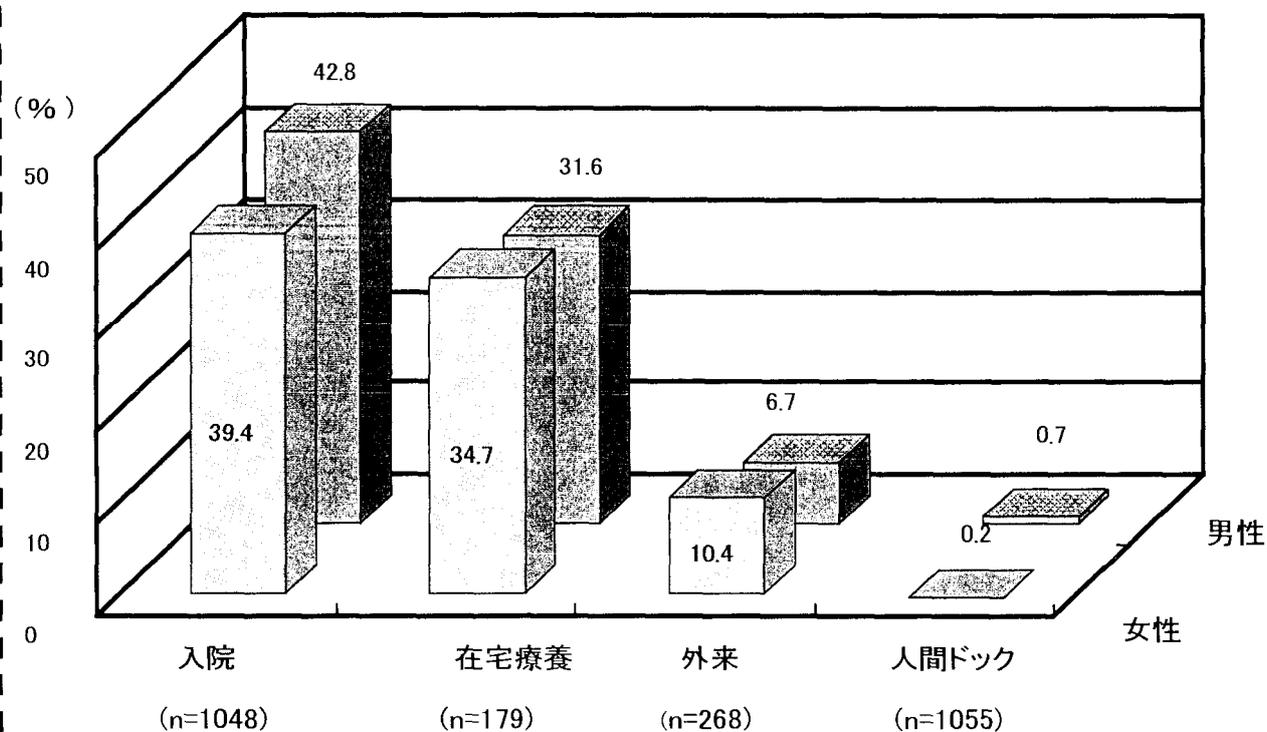
厚生省老人保健事業推進等補助金研究「高齢者の栄養管理サービスに関する研究報告書」(1996-1999)等によると、要介護状態にある高齢者には、低栄養状態が高い割合で見られることが明らかになっている。

(参考)高齢者施設における低栄養の状況について

○ 低栄養状態の定義

人が生命を維持し生活活動を営むには、生存するのに重要なたんぱく質と活動するためのエネルギーの補給が生涯にわたって行われなければならないが、このたんぱく質とエネルギーの欠乏した状態がたんぱく質・エネルギー低栄養状態である。

○ 高齢者の低栄養状態の現状



(2) 介護保険施設における栄養管理の現状と課題

- ①介護保険施設では、個々の入所者等の栄養状態の把握が不十分なまま、健康な人の必要栄養量の基準を一律に適用した食事が提供されがちであるなど、入所者等の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて多職種協働により栄養ケアに取り組むといった「栄養ケア・マネジメント」が十分に行われてこなかった。
- ②また、管理栄養士等の業務内容は、給食管理業務（情報収集、計画、在庫管理、調理、文章作成等）が全体の6割を占め、栄養ケア業務（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画の作成等）は3割程度という実態も指摘されている（出典：病棟における栄養ケア・マネジメント業務に関する研究 2003年 杉山ら）。

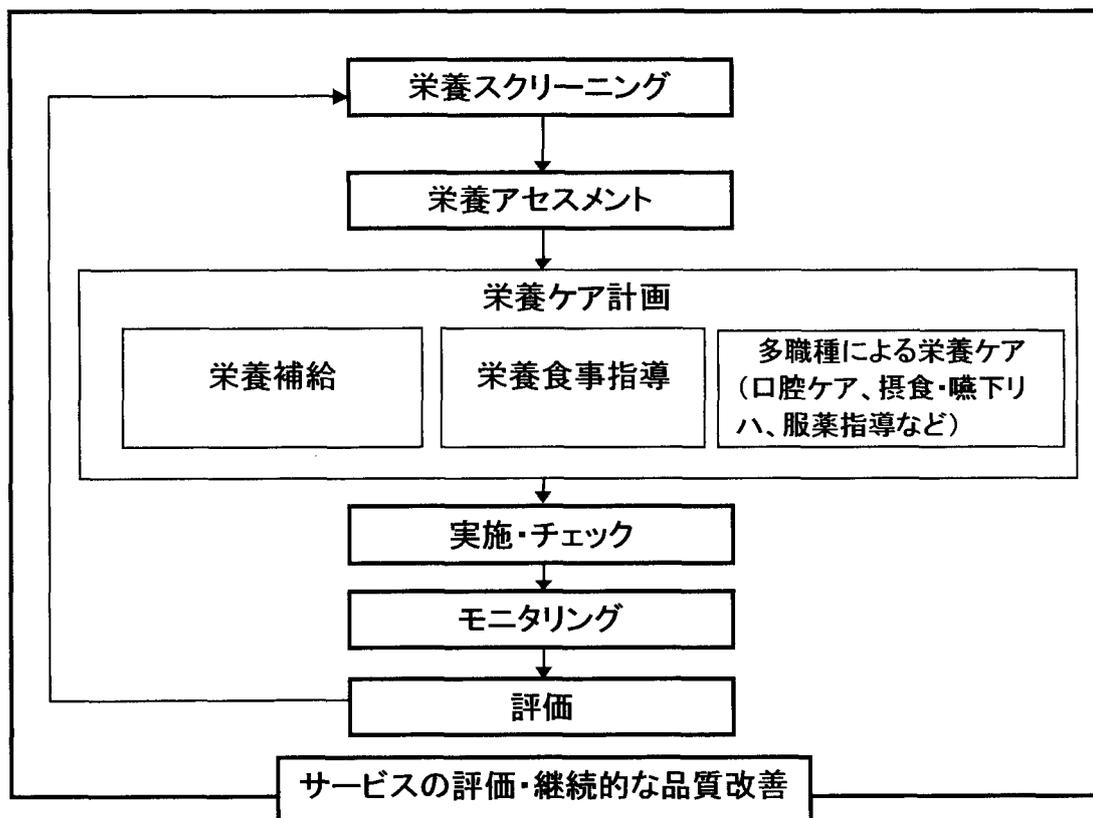
(3) 栄養管理の評価の在り方

①「栄養ケア・マネジメント」について

- 高齢者の低栄養状態等の予防・改善を図ることは、要介護状態の予防及び重度化防止に寄与するものである。今後の介護保険施設における栄養管理は、以下に示すような「栄養ケア・マネジメント」の手順に沿って実施されるべきではないか。また、そのような栄養ケアを行った施設を評価すべきではないか。

(参考)「栄養ケア・マネジメント」の手順

- ①入所者等に対して、栄養スクリーニングを実施し、低栄養等のリスクのある者を把握する。
- ②スクリーニングにおいて問題ありとされた者について、詳細なアセスメントを実施し、個々の入所者等に最適な栄養ケア計画を策定する。
- ③栄養ケア計画に基づいて、入所者等の個別性に対応した食事の提供や、経腸栄養法あるいは静脈栄養法による栄養補給を行うとともに、栄養食事指導、多職種協働による栄養問題への取組等を行う。
- ④栄養ケア計画に基づき、定期的にモニタリングを行い、一定期間後に栄養状態等について再評価を行う。
- ⑤栄養ケアを効率的・効果的に実施していくために、多職種協働による実施体制を整える。
- ⑥施設全体の総合的な評価を行い、「栄養ケア・マネジメント」の質の改善を継続的に実施する。



(1997 厚生省老人保健事業推進等補助金研究「高齢者の栄養管理サービスに関する研究報告書」より一部改変)

○「栄養ケア・マネジメント」の体制のもとで、個別サービスとしての食事の栄養の管理が問われることとなれば、個別の栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリングの実施により、利用者の身体の状態、栄養状態の改善等といった観点からの必要な記録が行われることとなる。これにより、これまで集団的な給食管理のために作成してきた帳票の作成は削減可能となる。

○なお、上記のような「栄養ケア・マネジメント」を実施するためには、あらたに管理栄養士の配置や「栄養ケア・マネジメント」の実務にかかる研修等の準備期間が必要な施設もあり、また、小規模施設等においては管理栄養士の確保が困難な場合があることから、施設の栄養管理を行う管理栄養士及び栄養士の配置については、いわゆる体制加算として引き続き報酬上評価してはどうか。

②特別食加算について

疾病治療の手段として、医師の指示により提供された腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食等が提供された場合については、特別食として報酬の加算が認められている。これら治療食の提供については、引き続き報酬上評価すべきではないか。

③「口から食べること」についての評価

○高齢者にとって、「口から食べること」は、活力の源であり、高齢者の楽しみや生き甲斐の上からも重要である。経管栄養を実施している高齢者に対して、経口摂取への移行の可能性に関する評価を適切に行い、移行計画を策定し、経口摂取を可能とした場合等を、評価すべきではないか。

○併せて、「経管栄養のための濃厚流動食」が特別食加算の対象となっていることについて、経口栄養を進める観点から、見直すべきではないか。

(参考)

表1 介護保険施設における低栄養状態のリスク者の出現率(%)

施設	人数	要介護度					平均
		1	2	3	4	5	
<u>血清アルブミン値 3.5g/dl 以下</u>							
A 療養型病床群	403	63.5	59.4	63.0	77.3	77.8	73.4
B 療養型病床群	303	16.7	38.1	12.5	37.0	39.0	33.3
C複合型施設	330	29.3	34.5	32.3	58.9	58.5	42.7
D介護老人保健施設	85	0.0	11.7	7.6	30.0	22.0	18.8
<u>BMI18.5 未満</u>							
A 療養型病床群	470	42.4	37.8	43.3	41.4	44.4	42.5
B 療養型病床群	303	33.3	61.3	61.3	59.1	76.7	58.3
D介護老人保健施設	85	14.0	23.5	38.5	33.3	33.3	30.5

(神奈川県立保健福祉大学杉山みち子教授の調査成果、2005)

表2 介護保険施設の栄養士等の配置状況

	施設数	定員	栄養士	
			(常勤換算)	管理栄養士(再計)
介護老人福祉施設	5,084	346,069	5,268	3,372
介護老人保健施設	3,013	269,524	3,931	2,790
介護療養型医療施設	3,817	139,636	3,342	1,995
計	11,914	755,229	12,541	8,157

(平成15年介護サービス施設・事業所調査)